

「宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び  
災害の発生の防止に関する条例」

許可申請の手引き

(新規許可・変更許可・変更届・完了届)

令和5年4月1日改正

宇都宮市 環境部 廃棄物政策課

## 1 はじめに

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的として、制定されました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、土砂条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例第2条第2号に規定する土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等の埋立て等を行う事業であって、対象面積が500㎡以上の事業となる場合は、原則として市長の許可が必要となります。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、たい積を行われるようお願いいたします。

## 2 用語の定義

この手引きで使用している用語の定義は次のとおりです。

### (1) 「土砂条例」

宇都宮市土砂等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

### (2) 「規則」

宇都宮市土砂等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

### (3) 「土砂等」

土砂及びこれに混入し、又は吸着した物

### (4) 「埋立て等」

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。)を行う行為

### (5) 「土砂等の埋立て等に供する区域」

宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域

### (6) 「特定事業」

土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業(特殊事業を除く。)であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上であるもの

特定事業を行うには、原則として市長の許可が必要

### (7) 「一時たい積事業」

特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業

### 3 事前相談及び許可申請の受付場所

担当課	郵便番号・住所	電話番号・FAX 番号
宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 審査指導グループ	〒320-0854 宇都宮市旭1丁目1番5号 (宇都宮市役所12階)	TEL 028-632-2928 FAX 028-633-4323

### 4 事前相談及び許可申請の方法

#### (1) 事前相談

土砂等の埋立て等を行う事業を行おうとするときは、事前に廃棄物政策課（審査指導グループ）に相談してください。事前相談の内容をもとに、特定事業の許可が必要かどうか判断いたします。

事前相談は予約制となりますので、あらかじめ電話にてご予約ください。

#### (2) 許可申請

許可申請は予約制となりますので、あらかじめ電話にてご予約ください。

#### (3) 審査

- ・審査は対面審査が原則です。（郵送による提出は不可）
- ・申請を行政書士等に委任される場合は、委任状を提出してください。

#### (4) 提出書類

- ・申請書及び添付書類はフラットファイル又はファイルケース等で製本してください。
- ・正副2部（副本は複写でも可とし、受付印押印後返還します。）

### 5 許可申請手数料

#### (1) 手数料

種別	手数料
新規許可申請	40,000円
変更許可申請	20,000円

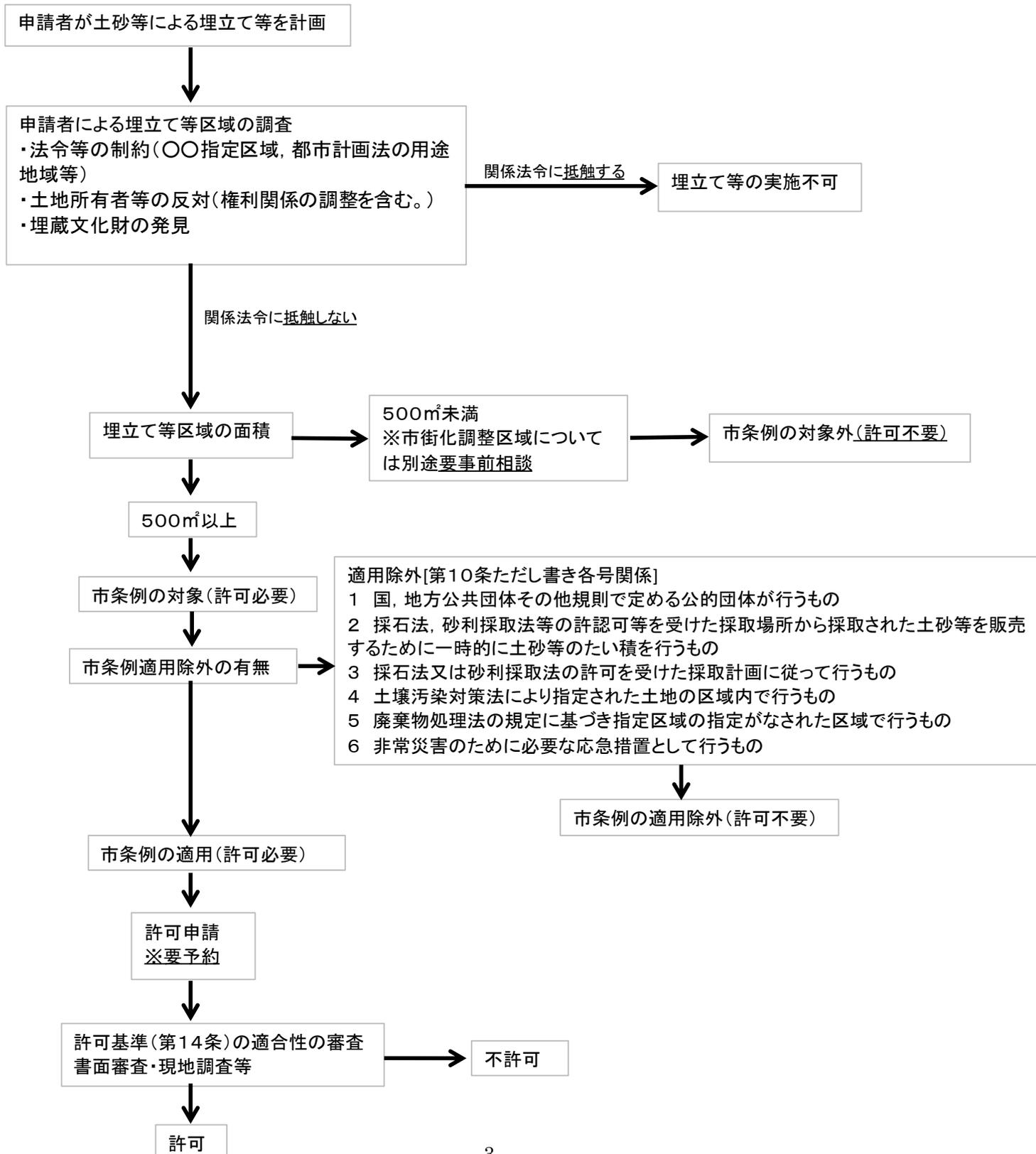
#### (2) 納付方法

現地立会後、納付書を発行しますので、市役所庁内の銀行で納付してください。

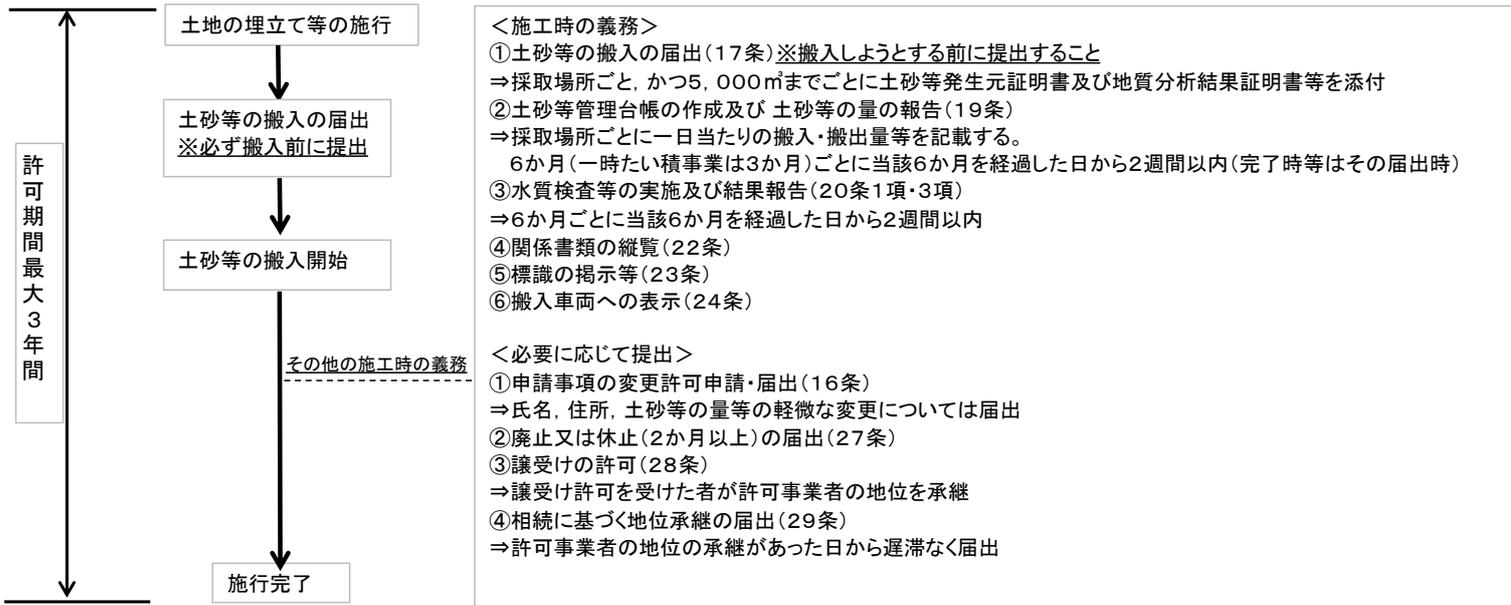
## 6 本条例における許可制度の概要

本条例では、特定事業を行おうとする場合、市長の許可を受ける必要があります。許可申請から事業終了までの流れを以下に示しました。

### (1) 特定事業許可を受けるまで

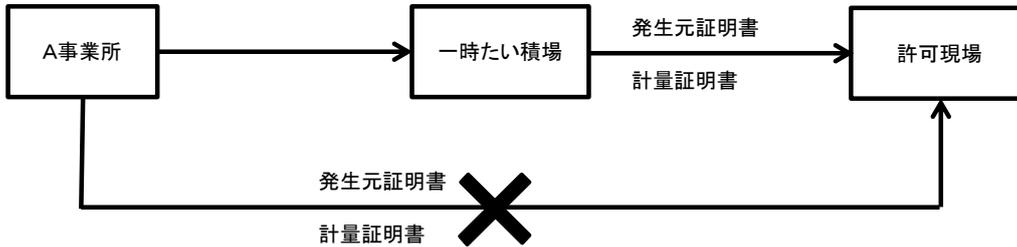


(2) 特定事業施工中の届出等

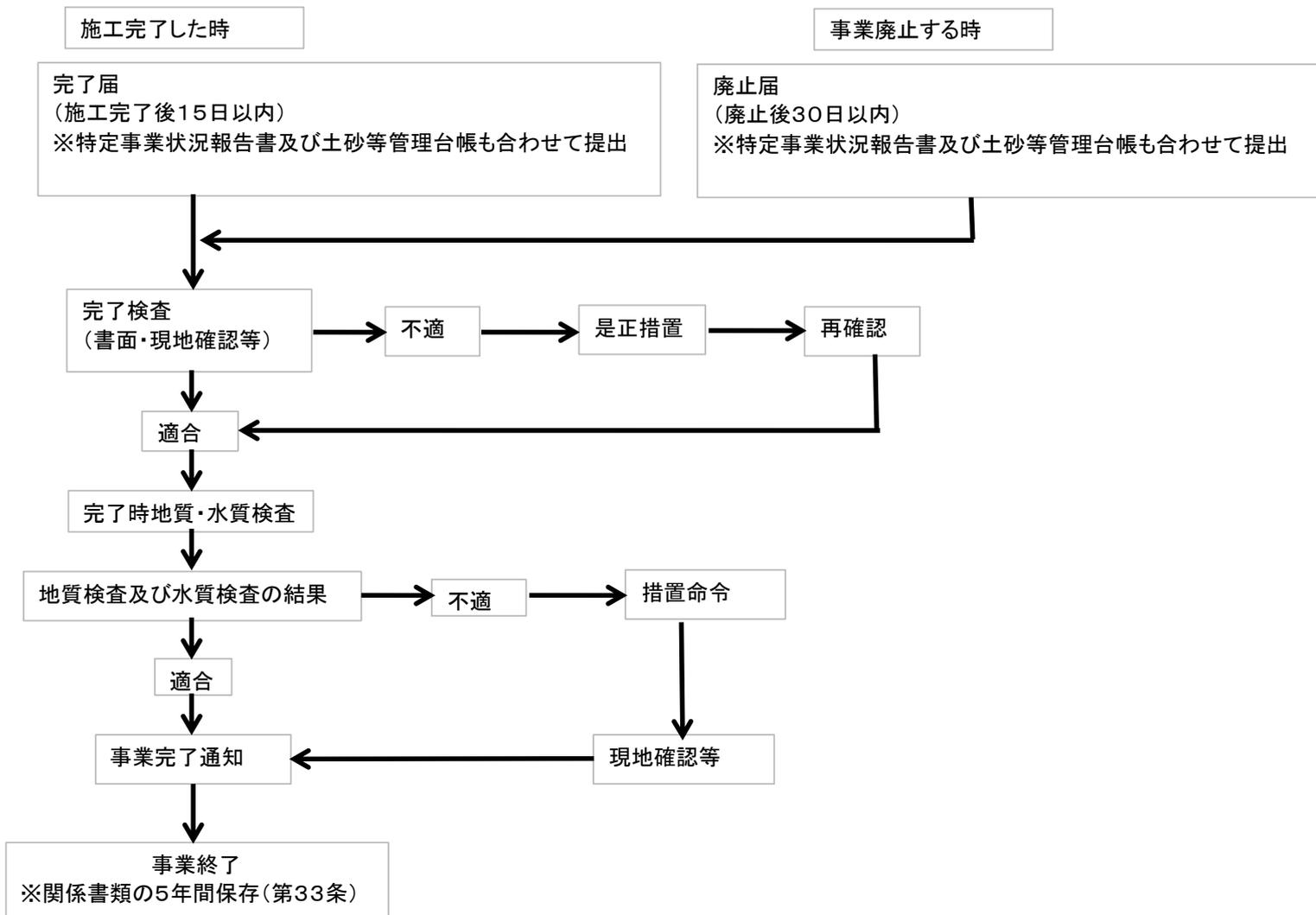


※搬入届の注意事項

A事業所から一時たい積場を経由して、許可現場に土砂を搬入する場合は、発生元証明書及び計量証明書は一時たい積場のものを必ず提出すること。



(3) 特定事業終了時



## 7 特定事業許可申請書類作成要領

### (1) 特定事業を実施する上での留意事項

#### ① 他法令による規制の確認

特定事業を行う場合には、他法令等による規制の有無を十分に確認し、規制を受ける場合には、特定事業の許可申請を行う前に、各法令等に基づく手続きを行ってください。

主な他法令等による規制としては、以下のようなものがあります。

法令名	確認すべき事項	所管課
文化財保護法	埋蔵文化財の有無	教育委員会事務局文化課
道路法	青地や赤道等の確認	道路管理課
農地法	農地転用（一時転用を含む）の許可・届出の有無	農業委員会事務局
土壤汚染対策法	一定規模以上の土地の形質変更	環境保全課
都市計画法	開発行為の許可	都市計画課

#### ② 土地所有者等への説明等

特定事業区域の土地については、**土地の所有者の同意が必要**になります。特定事業の許可申請には、必ず特定事業に係る土地使用同意書（様式第2号）を添付してください。

同意を受ける際は、後日トラブルが生ずることがないように、事業計画等について、土地所有者に十分に説明してください。また、隣接土地所有者等に対しても、事業開始前に事業計画等を説明し、理解を得てください。

#### ③ 事業者の責務

事業者の責務については、「宇都宮市土砂等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」第3条に規定されています。この責務を踏まえた上での事前相談、申請の手続きをお願いいたします。

#### ※第3条抜粋

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 土砂等の埋立て等を行う者は、土砂等の埋立て等の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

3 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。

4 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

（平18条例17・一部改正）

④ 土砂の性状について

- ・ 特定事業区域の搬入土が岩石（山ずり等）の場合は，地質調査は不要です。
- ・ 砂利や砕石（二次製品）などは，この条例の対象外です。
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は，土砂等に分類されません。**（汚泥や改良土等，土砂等に該当するか疑義が生じた場合には，必ず廃棄物政策課に連絡して指示を仰いでください）**
- ・ 不溶化処理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌については，特定・特殊事業場内に搬入することは認めません。

⑤ 特定事業申請の期限

特定事業の施工期間の最大は3年です。この範囲内で事業計画を立ててください。

## ⑥ 特定事業申請時に必要な書類

本条例に基づく特定事業許可申請を行う際には、以下の申請書及び添付書類一式をご用意の上、申請してください。

特定事業許可申請時必要書類一覧

申請書・添付書類	様式	特定事業	一時たい積事業	備考
委任状	無し	○	○	
目次	無し	○	○	
特定事業許可申請書（様式第5号）	有り	○		
一時たい積事業許可申請書（様式第10号）	有り		○	
特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量（様式5号の2）	有り	○	○	
搬入経路	無し	○	○	
申請者の住民票（法人の場合は登記事項証明書）	無し	○	○	
特定事業場の位置図	無し	○	○	
特定事業場の面積測量図	無し	○	○	
特定事業場付近の見取図	無し	○	○	
実測平面図（※一時たい積の場合は土砂等の最大）	無し	○	○	
実測縦断面図（※一時たい積の場合は土砂等の最大）	無し	○	○	
実測横断面図（※一時たい積の場合は土砂等の最大）	無し	○	○	
特定事業所の土地登記事項証明書	無し	○	○	
特定事業場の公図の写し	無し	○	○	
特定事業場の使用権限を証する書面（様式第2号）	有り	○		
一時たい積場の使用権限を証する書面（様式第3号）	有り		○	
誓約書（様式第7号）	有り	○	○	
申請者及び役員等に関する確認（様式第8号） ※・法人については、役員住民票・登記されていない証明 ・個人については、申請者の住民票・登記されていない証明	有り	○	○	
周辺地域環境保全の措置（様式第9号）	有り	○	○	
使用土砂等の予定計算書	無し	○	○	
車両表示	有り	○	○	
標識の概要図	有り	○		
構造安定計算書（安定計算をした場合）	無し	※	※	
擁壁の断面図，背面図，概要，構造安定計算書（擁壁の場合）	無し	※	※	
関係許可等の許可証の写し	無し	○	○	

※：必要に応じて添付

(2) 事業施工中の届出及び定期報告

① 土砂等の搬入の届出

特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、**事前に**市長に届けなければなりません。土砂等搬入届は採取場所ごとに、かつ土砂等の量が**5,000 m<sup>3</sup>ごと**に必要なとなります。以下の届出書及び添付書類一式を提出してください。

土砂等搬入届出必要書類一覧

届出書・添付書類	様式	記載要領
土砂等搬入届 (様式13号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂等の採取場所1か所につき1部作成すること</li> <li>同一採取場所の場合は、5,000 m<sup>3</sup>毎に1部作成すること。</li> <li>土砂等の運搬事業者が複数の場合は、全て事業者名を記載すること。</li> </ul>
土砂等発生元証明書 (様式14号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。</li> <li>土砂等発生元証明書のあて名は土砂等の埋立て等を行う事業者となる。(一時たい積特定事業場を経由する場合には、一時たい積特定事業者又は埋立て等事業者)</li> <li>「今回の証明に係る土砂等の量」には、処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量(一度に最高5,000 m<sup>3</sup>まで)が記載されていること。</li> <li>「発生土砂等運搬契約者」は、土砂等の発生場所から当該特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。</li> </ul>
検査試料採取調書 (様式15号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に検査試料の採取を行った者が記載すること。</li> <li>原本を提出すること</li> </ul>
地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の平面図	無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本を提出すること</li> </ul>
現場写真	無し	
計量証明書	無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本を提出すること</li> <li>地質分析は、平成3年環境省告示第46号別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</li> <li>計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。</li> </ul>

② 定期報告

特定事業許可事業者は、定期的に当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等（特定事業状況報告書等）及び水質検査等の結果（特定事業水質検査等報告書等）を市長に報告しなければなりません。どちらの報告も、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内に報告することとされています。ただし、一時たい積事業における特定事業状況報告は3月ごととされています。

以下の報告書及び添付書類一式を提出してください。

特定事業状況報告での必要書類一覧

報告書及び添付書類	様式	記載要領
特定事業状況報告書 (様式18号)  ※一時たい積事業の場合は様式第19号を使用すること。  特定事業(一時たい積事業)状況報告書 (様式第19号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定事業に使用される土砂等の量」の実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。</li> <li>・「今回報告に係る期間」(特定事業は6か月間、一時たい積事業は3か月間)に搬入された量を記載すること。</li> <li>・「累計量」は、前回累計量に今回累計量を加えた量になること。</li> <li>・前回の報告時に、搬出されずに残っている量を記載すること。</li> <li>・完了の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が0になっていること。</li> </ul>
土砂等管理台帳 (様式16号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業の土砂等について、採取場所ごとに月別に作成すること。</li> <li>・「特定事業に使用される土砂等の量」は、許可申請時に積算した、特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。</li> </ul>

特定事業水質検査等報告での必要書類一覧

報告書及び添付書類	様式	記載要領
特定事業水質検査等報告書 (様式20号)	有り	
検査試料採取調書 (様式15号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に検査試料の採取を行った者が記載すること。</li> <li>・原本を提出すること</li> </ul>
水質分析の試料を採取した地点の平面図	無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原本を提出すること</li> </ul>

現場写真	無し	
計量証明書	無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原本を提出すること</li> <li>・ 地質分析は、平成3年環境省告示第46号別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</li> <li>・ 計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。</li> </ul>

### ③ 事業内容の変更

特定事業の許可内容を変更しようとするときは、事前に変更の許可申請を行い、許可を受ける必要があります。ただし、軽微な変更（施工期間の延長や土砂等の量の減少など）は除きます。

## (3) 事業完了時の届出等

### ① 完了届

特定事業を完了した日から **15日以内** に提出しなければなりません。特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域外からの土砂等の搬入等の搬入終了後に廃止又は完了となります。

以下の届出書及び添付書類を提出してください。

届出書及び添付書類	様式	記載要領
特定事業完了届 (様式第21号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「完了期日」は事業が完了した日とし、届出する15日以内であること。</li> </ul>
特定事業状況報告書 (様式18号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定事業に使用される土砂等の量」の実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。</li> <li>・ 「今回報告に係る期間」に搬入された量を記載すること。</li> <li>・ 「累計量」は、前回累計量に今回累計量を加えた量になること。</li> </ul>
土砂等管理台帳 (様式16号)	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業の土砂等について、採取場所ごとに月別に作成すること。</li> <li>・ 「特定事業に使用される土砂等の量」は、許可申請時に積算した、特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。</li> </ul>

### ② 完了検査及び完了報告について

特定事業完了届を受理後、市職員立会いのもと、完了検査（水質検査及び地質検査）を行います（分析業者及び市と要日程調整）。地質調査のための土砂等採取地点等については、事業区域の面積に応じて、現場で市職員が指定します。

完了検査後は、完了報告を特定事業水質検査等報告書（様式第20号）等（p10「特定事業水質検査等報告での必要書類一覧」参照）により行ってください。

完了確認結果通知をもって、事業終了となります。